

川監委発第163号  
令和3年12月24日

川越市長 川合善明様  
川越市議会議長 桐野忠様

川越市監査委員 中沢雅生  
同 石川隆二  
同 矢部節  
同 三上喜久蔵

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

## 第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

## 第2 監査の対象

出資団体

川越都市開発株式会社

所管部局

総合政策部 政策企画課

### 1 組織

川越都市開発株式会社の組織は、役員として、取締役会長、代表取締役社長、取締役7名、監査役2名のもと、7名の職員を置いている。

### 2 事業の概要

川越都市開発株式会社は、市街地再開発事業により建設された商業施設ビル「アトレ」の管理運営、アトレ管理組合及び川越東口共有組合並びにアトレテナント会の運営に関する受託業務、共有権者が所有する共有床の賃貸借、店舗の販売促進に関する企画、調査、研究及び指導などの事業を行っている。

### 3 市との関係

川越都市開発株式会社は、その設立にあたり川越市から48,000,000円の出資を受けている。

## 第3 監査の期間

令和3年8月18日から令和3年12月24日まで

## 第4 監査の方法

令和2年度及び令和3年度（4月から8月まで）の当該団体に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に提出を受けた監査資料及び関係書類のほか、所管課職員及び川越都市開発株式会社の社員から監査重点事項に係る説明を聴取し、監査を実施した。

## 第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、矢部節、三上喜久蔵

## 第6 監査の結果

監査重点事項の出資団体に係る出納及びその他の事務については、法令等に従い、以下の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

## 1 経理事務について

出納関係帳票のうち、支出伺書について、請求書等の証拠書類の不備が多数見受けられたほか、誤った金額で支出しているものがあった。また、現金出納帳について、日付誤り、領収書等の不備、訂正印が押印されていないものがあった。

今後は、会計規則にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。また、現金出納帳についても、領収書等を添付するなど、適正に事務処理を行うよう要望する。